

私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No.

40

グローバル・ローファームの稼働時間調整制度

当会会員（匿名希望）

コロナ禍ということもあり、集団保育ではなくナニー（ベビーシッター）を選ぶ家庭も多い中、どういったチャイルドサポートを得るのがよいかかなり悩ましかったものの、最終的に保育園に入れることに決め、実母・義母のサポートも得、当初の予定どおり出産後3か月で復帰することができました。ほとんどブランクなく仕事に復帰できたことは、自信にもつながりました。

所属先の弁護士事務所は、米系のグローバル・ローファームですが、数年前から、産休・育休取得の直近1か月は稼働時間を70%まで減らし、出産後3か月の間65%から始め、毎月10%ずつ増やすことができる制度が導入されています。グローバル・ローファームの多くは、一日当たり及び年間の稼働時間の目安が決められており、実際に依頼者にチャージした時間数と比して、稼働率として評価されます。本制度は、その目安自体を産休・育休直前直後の数か月に限り、下げるものです。産休直前まで、あるいは育休復帰後すぐに従前どおり働くことは現実的でないことを考慮し、調整期間を設け、また、産休・育休取得による評価への影響も少なくする制度です。今回、私も本制度を利用することで、復帰後、無理なく従前の仕事量を増やしていくことができ、非常に助けられました。

No.

41

働き方の変化と育児への関わり

男性会員（61期）

2020年9月にコロナ禍のもと、第2子が生まれ、子どもたちと接する機会が格段に増えたので、本制度を利用しました。

この2年で私の働き方が大きく変わり、在宅勤務&リモート会議のための設備導入等を進めたので、原則事務所に行くスタイルから、用事がない限り家で仕事をするスタイルに180度転換しました。自宅では、最新家電をいくつか購入し、またネットスーパーを活用するなどして、夫婦共働きで子育てをしていく体制を整えてきました。

おかげでここ1年位は、朝と夕方の保育園の送り迎え、保育園から帰ってきた後のお風呂、夕食を食べさせて片付け、寝かしつけなどについて、子どもたちに接する機会が格段に増えました。上の子ども（長男）は、父親とは家で仕事するものと思っているようで、まれに19時くらいに帰宅すると、「パパ、今日は遅いね。」と言われます（笑）。

「子どもが2人になっても、大変さは1.5倍。」と聞いていましたが、全くそんなことはないです。以前は大人2人に対して子ども1人が基本だったのに、今は大人2人に対して子ども2人、場面によっては大人1人で子ども2人を見ないといけないので、大変さは2倍か、場面によっては2.5倍にも3倍にも感じられることがあります！

一般企業でも男性育休取得が義務化されましたし、弁護士会でも多くの父親が子育てに積極的に関わればと思います。

「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

出産で弁護士登録を外した方が産休育休明けに再登録し業務復帰した場合を含め、一定の要件を満たした会員に支援金を支給する制度を創設しました。詳細は会員サービスサイトの「届出・手続各種証明等」のページをご覧ください。